

三育学院大学

令和7年度
追評価報告書

令和8年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

三育学院大学

I 追評価結果

【判定】

追評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

令和3(2021)年度の認証評価において、基準3「教育課程」及び基準6「内部質保証」を満たしていないとして、判定を不適合とした。

認証評価時に指摘した改善事項の内容に対して追評価を行った結果、大学は、指摘した内容を真摯に受止め、指摘事項を改善していることが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

III 基準ごとの追評価

基準3. 教育課程

【追評価】

基準3を満たしている。

3-3. 学修成果の点検・評価

追評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

○学修成果の点検・評価の実施体制及び方法を確立し、点検・評価の結果を分析の上、教育改善にフィードバックするよう改善が必要である。

【追評価】

基準項目3-3を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価の実施体制及び方法を構築し、点検・評価の結果を分析の上、フィードバックし、教育改善への取組みを全学的に実施していることが確認できた。

学修成果可視化システムを導入して、学生と教員の各々が学修目標達成度を確認し、目標設定・学修方法の指導をきめ細かく行うとともに、教員間においてもシラバスの改善・変更などの教育改善に取り組んでいることが確認できた。

ディプロマ・ポリシー達成度の指標として、今後も更に卒業生、就職先、地域などの評価を多角的に把握し、一層の教育改善に努めることを期待する。

基準6. 内部質保証

【追評価】

基準 6 を満たしている。

6-3. 内部質保証の機能性

追評価の範囲（認証評価時の改善を要する点）

- 学修成果の点検・評価について、体制整備及び組織的な分析・改善ができておらず、学部、研究科及び全学的な PDCA サイクルが機能していない点は、大学の教育の内部質保証システムが十分機能しているとは言えないため、改善を要する。
- 教授会規程を含む各種規則の改正・整備、大学運営に重要な理事会・評議員会の運営等に課題がある点について、大学全体としての内部質保証が十分に機能しているとは言えないため、改善を要する。

【追評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価について、令和 4(2022)年 3 月に内部質保証委員会に関する規則を定め、それにのっとり、大学として学修成果の点検・評価、教育改善の取組みを実施している点が、内部質保証システムの機能の改善として確認できた。

教授会規程を含む各種規則の改正・整備、大学運営に重要な理事会・評議員会の運営等に課題がある点について、教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する事項を、令和 5(2023)年に学長裁定として定めた。学生の懲戒等の手続きについては、令和 5(2023)年に懲戒規程として学長が定めた。常任理事会への委任事項については、令和 6(2024)年に内規として定めた。監事の選任においては、令和 4(2022)年に監事選任通知書を発行し、確認できた。監事の監査報告について、理事会・評議員会で適切に取扱われていることが議事録により確認できた。

以上、各種規則の改正・整備、理事会・評議員会の運営等の課題により、大学全体の内部質保証が機能していなかったことについて、改善が確認できた。

